

【こどもの居場所助成募集要項】

1. 「こどもの居場所」の定義について

「児童養護施設在園者又は卒園者又は生活に困窮するこどもが一人で利用でき、生活・教育に関する様々な体験機会を得られる場所」とする。なお、こどもの支援や見守りのために支援者が関わり、安全で安心して過ごせるよう配慮され、かつ、自己肯定感や自己有用感の向上により成長し、社会で活躍していけることを目的として運営されている場所であること。

・運営形態の種類

- ① こども食堂：無料または低額で食事を提供する
- ② 学習・体験支援：学習サポートや体験イベントを実施する
- ③ 過ごし場：遊びや会話などを行い自由に過ごせる場所を提供する
- ④ シェルター：緊急時に短期間の生活環境を提供する

2. 応募資格

以下①、②のいずれも満たす団体

① 団体の形態

国内に活動拠点があり、当該団体が自ら主催し児童養護施設在園者または卒園者または生活に困窮する児童を対象としたこどもの居場所を運営する団体で以下の条件のいずれかを満たす団体。※ 活動実績が1年以上であること。

なお、法人格のある団体の活動実績については、法人格取得前の任意団体の期間を含む。また、複数の団体が連携した協働事業の場合は代表する申請団体が下記の要件を満たしていることを条件とする。

(1) 法人格を有する団体（公的法人も含む）

(2) 法人格を有しないが活動を実施するための体制が整っていると認められる団体

※5人以上のメンバーで構成され、会則、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算・決算書が整備されており、団体が活動する地域の間接支援組織（NPO 支援センターやボランティアセンター、社会福祉協議会などの活動支援団体）からの推薦があることを条件とする。

② 運営状況

団体の運営状況が以下のいずれにも該当する団体

- (ア) 事業実施時は常時責任者を配置し安全に配慮して運営していること
- (イ) 事業規模に応じて必要な職員体制を確保・配置していること
- (ウ) 定款または会則やこれに準ずるものを備えていること
- (エ) 事故発生時の対応のための保険に加入していること
- (オ) 事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、主催者等の間で周知が徹底されるよう努めていること
- (カ) 主催者等がこどもの相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなぐよう努めていること。なお、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合はこども家庭支援センター等に対して速やかに通告を行うこと
- (キ) 暴力団又は暴力団と関係する団体ではないこと
- (ク) 公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと
- (ケ) 特定の政党もしくは政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと
- (コ) 営利を目的とした活動を行わないこと
- (サ) 個人情報の適正な管理に十分に配慮し、事業の実施に関する主催者等が業務上知り得た情報を漏らさないよう個人情報の厳格な取扱いを行っていること
- (シ) 感染症の感染防止のために、徹底した感染防止対策を講じていること

※運営形態の種類要件（下記内容を満たしていること）

① こども食堂：無料または低額で食事を提供する居場所

- (ア) 定期的にこども食堂（会食・配食・宅食も含む）を実施し、主な利用者は家庭の事情等により孤食の常況にあるこどもであること
- (イ) 1回あたりこどもに 10食以上を提供する規模で開催し、会食の場合は食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保すること
- (ウ) 提供する食事は、原則としてこども食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した栄養バランスのよいものとする。市販品の配布も併用可能とする
- (エ) 事業の開始前に管轄の保健所に相談し、食品衛生管理等の指導や助言を求めていること
- (オ) 食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令等に基づく適切な衛生管理体制を確保すること

(カ) 参加するこどもへの食物アレルギーの有無を確認し、食材の確保に十分注意すること

(キ) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合には、本事業の目的等を勘案して適切な金額等の設定を行っていること

② 学習・体験支援：学習サポートや体験イベントを行う居場所

(ア) 定期的に学習習慣の定着、基礎的な学力の向上等のための自主学習の支援や体験イベントなどのプログラムの開催を実施し、主な利用者は家庭の事情等により学びに課題を抱えるこどもであること

(イ) 実施場所について、地域住民の理解及び協力を得られること

(ウ) 原則として利用料を徴収しないこと

③ 過ごし場：遊びや会話などを行い自由に過ごせる居場所

(ア) 定期的にこどもが自由に過ごすことができる場所の提供を実施し、主な利用者は家庭の事情等により孤立するこどもであること

(イ) 実施場所について、地域住民の理解及び協力を得られること

(ウ) 原則として利用料を徴収しないこと

④ シェルター：緊急時に短期間、生活ができる居場所

(ア) 原則として1週間以上、こどもが生活できる衣食住環境の提供を実施し、主な利用者は家庭の事情等により生活場所が無いこどもであること

(イ) 原則として利用料を徴収しないこと

(ウ) 弁護士等の専門職スタッフが対応し、児童福祉関係機関等と連携しながら、こどもの抱えている困難な問題についてこどもと一緒に解決策を探し、次のステップに進むためのサポートを行っていること

3. 助成要領

1) 助成金の額

年額2万円以上限度額までとし活動内容等を審査し予算の範囲内で決定する
必ずしも申請額満額を助成できるとは限らない。

※団体あたりの助成金の年間限度額

- ・全国規模（24都道府県以上で参加者を募集）の活動は100万円
- ・都道府県規模（全国規模未満で都道府県全域またはそれを越えて参加者を募集）の活動は50万円
- ・市区町村規模（上記以外）の活動は30万円

2) 助成の対象となる経費

運営費（人件費・消耗品費・食材費等）

3) 選考方法

申請書、事業計画書に記載の活動内容・運営状況等を考慮し、選考委員会で選考する。

- ・考慮点：関係者の取り組み意欲、事業の熟度、活動の持続性、外部連携等
- ・提出書類：申請書、事業計画書

4. 停止条件

下記のうちいずれか一つでも当てはまった場合、助成金の支給を停止することがある。

- 1) 助成金を必要としない事由が生じたとき（団体解等）
- 2) 当法人の審議により不支給となる事象が生じた場合

5. その他

- 1) 返還の必要はないが、助成団体としての義務を故意に怠り資格喪失した場合、助成金の返還を求めることがある
- 2) 助成後、活動の視察に行くことがある
- 3) 助成から1年2か月後までに所定の方法で活動報告をすること
- 4) 他の助成金との併願・併用は可能とする
- 5) 提出された応募書類は返却しない
- 6) 応募多数の場合は書類選考（支援内容、活動状況等考慮）により助成団体を決定する。なお支給対象とならなかった場合、申請団体に対して理由は通知しない